

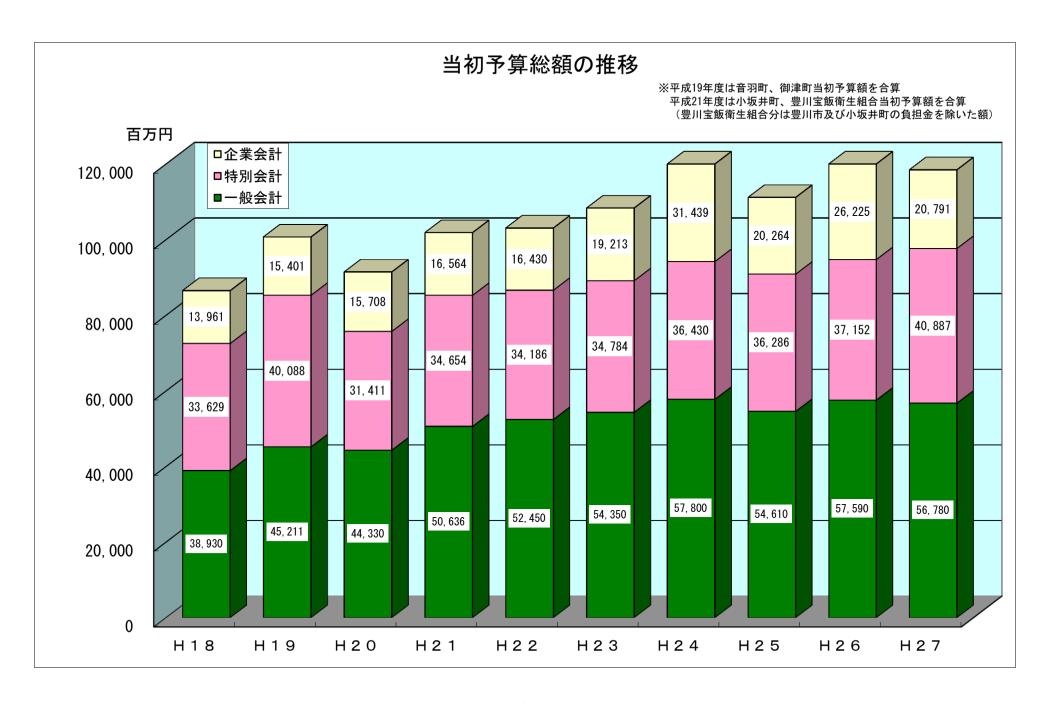
# グラフで見る豊川市の予算

平成27年3月作成



# 目 次

	【総抗	<b>5</b> ]																							
•	当	初予	算	総	額	の	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
•	用	語解	説	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
•	· —	般会	計	予	算	額	の	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	【歳】	<b>(</b> :-	一般	会	計																				
•	歳	入科	目	別	予	算	額	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
•	用	語解	説	2	~	<b>5</b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
•	市	税の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
•	歳	入科	目	別	予	算	額	の	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
•	市	民税	Í	固	定	資	産	税	及	び	都	市	計	画	税	の	推	移	•	•	•	•	•	1	1
•	地	方交	付	税	の	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
•	自	主財	源	の	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
•		語解		_		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
•		債借		_		元	金	儅	澴	金	ഗ	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	【歳出					-					- •	-												Ī	
•		的別				_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
•		質別	_				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
•	-	的別	_				推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
•		質別	_						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
•	-	語解		-		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
).		務的		_		筲	玆	ത	推	絃	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	_
•		費的									•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	_	2
		資的			_						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	X		<i>- 1</i> 145	-	7.	<b>7</b> +		~/	J 66	עכוי														_	$\mathbf{\mathcal{I}}$



## ◎ 用語解説

## 〇 一 般 会 計

一般会計は、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計です。

議会運営に要する経費などを計上する議会費、障害者や高齢者への支援や保育所に係る経費などを計上する民生費、 道路、河川や公園などの整備、維持管理に要する経費などを計上する土木費、小中学校の管理運営に要する経費などを 計上する教育費などに分けて表示しています。

### 〇 特 別 会 計

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するための会計です。

地方公共団体の会計は、単一会計主義といわれるように、本来単一の会計によって経理されることが理想とされていますが、現在のように行政の活動範囲が広範多岐に渡ってくると、単一の会計ではその内容がかえって複雑になり、内容も理解しにくくなるため、会計を一般会計と特別会計に区分できることとなっています。

本市の場合、下記の特別会計を設置しています。

豊川西部土地区画整理事業

豊川駅東土地区画整理事業

公共下水道事業

農業集落排水事業

公共駐車場事業

国民健康保険

後期高齢者医療

介護保険

土地取得

一宮財産区管理事業

赤坂財産区管理事業

長沢財産区管理事業

萩財産区管理事業

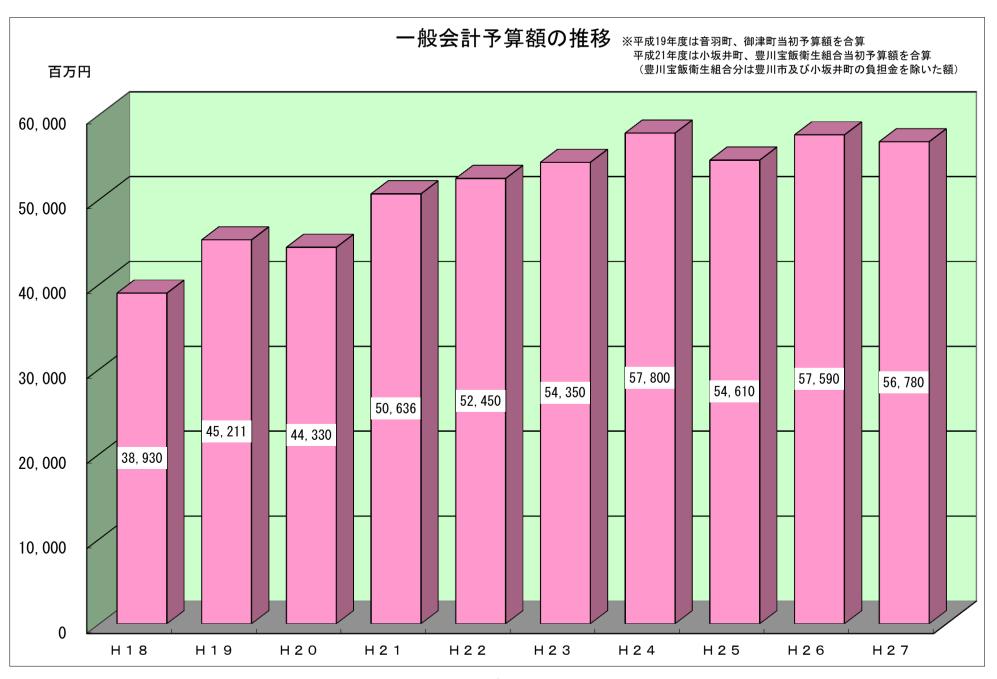
### ○ 企業会計

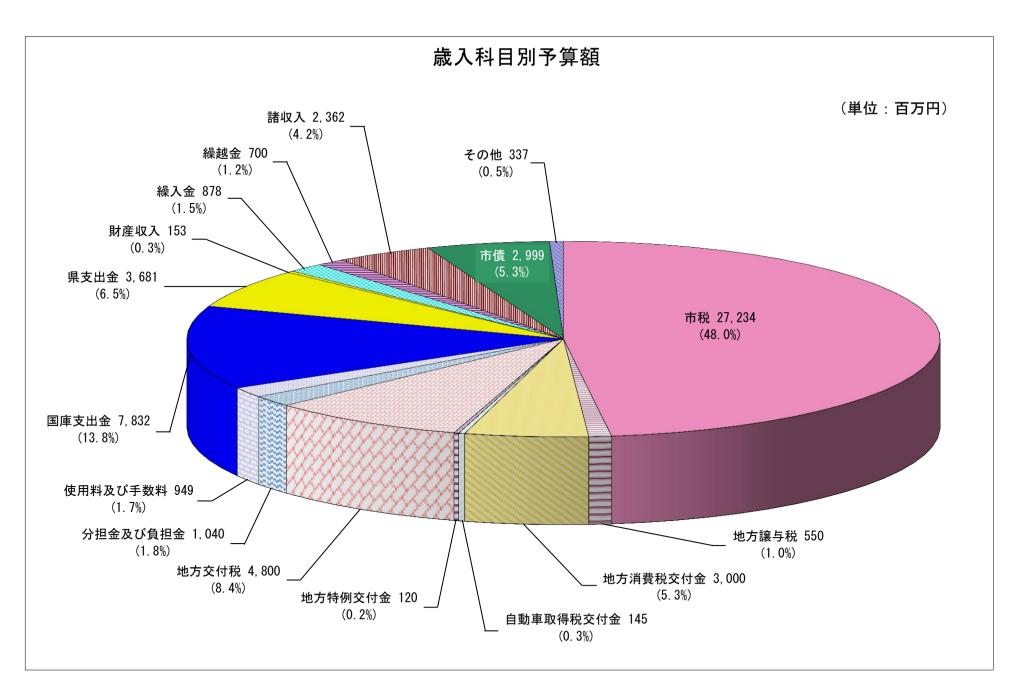
企業会計は、地方公営企業法が適用される公営企業の会計をいいます。

本市の場合、下記の企業会計を設置しています。

水道事業

病院事業





## ◎ 用語解説②

## 〇 市 税

本市の場合、市税には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税があります。

・ <u>市民税</u>は、広く一般住民や法人に対し負担分任の精神に基づいて課せられるもので、固定資産税とともに市税収入の主要財源となっています。

市民税には、個人市民税と法人市民税があります。

- ・<u>固定資産税</u>は、土地、家屋及び償却資産に対して課される一種の財産税です。 この税は、全ての地方公共団体を通じて普遍性があり、変動が少なく、かつ安定性に富む税であり、市町村にとって有力な財源となっています。
- ・ <u>軽自動車税</u>は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者等に対して、その主 たる定置場所在の市町村において課するもので、車種や排気量の大小などにより税率が定められています。
- ・ <u>市たばこ税</u>は、製造たばこの売り渡し又は消費等に課する税です。 納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者で、卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合などに課せられます。
- · **入湯税**は、鉱泉浴場における入湯客の入湯行為に対して市町村が課する目的税です。
- ・ <u>都市計画税</u>は、都市計画事業等に要する経費に充てるため、これらの事業によって利益を受ける土地及び家屋の 所有者に対して市町村が課する目的税です。

### 〇 地方譲与税

本市の場合、地方譲与税には地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税があります。

- ・<u>地方揮発油譲与税</u>は、国税である地方揮発油税を財源とし、地方揮発油税の100分の42に相当する額が、市町村の道路台帳(前年の4月1日現在)に記載されている道路(市町村道)の延長及び面積でそれぞれ2分の1 ずつ按分して譲与されます。
- ・ <u>自動車重量譲与税</u>は、国税である自動車重量税を財源とし、自動車重量税の3分の1 (平成22年度以降は当分の間、1000分の407) に相当する額が、市町村の道路台帳(前年の4月1日現在)に記載されている道路 (市町村道)の延長及び面積でそれぞれ2分の1ずつ按分して譲与されます。

# ◎ 用語解説③

## ○ 利子割交付金

預貯金の利子等に課税される県民税利子割について、その5分の3相当額(事務取扱費を除く。)が、市町村に対して当該市町村の個人県民税額で按分して交付されます。

### ○ 配当割交付金

一定の上場株式等の配当等に課税される県民税配当割について、その5分の3相当額(事務取扱費を除く。)が、市町村に対して当該市町村の個人県民税額で按分して交付されます。

## 〇 株式等譲渡所得割交付金

源泉徴収を選択した特定口座における上場株式等譲渡所得等に課税される県民税株式等譲渡所得割について、その5分の 3相当額(事務取扱費を除く。)が、市町村に対して当該市町村の個人県民税額で按分して交付されます。

## ○ 地方消費税交付金

都道府県間で精算した後の地方消費税額の2分の1相当額が、市町村に対して国勢調査の人口及び事業所統計の従業者数でそれぞれ2分の1ずつ按分して交付されます。

※地方消費税率改正に伴う引上げ分については、全額人口で按分して交付されます。

### ○ ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税額の10分の7相当額が、市町村に対して当該市町村のゴルフ場利用税額に応じて交付されます。

## ○ 自動車取得税交付金

自動車取得税額(95%分)の10分の7相当額が、市町村に対して道路(市町村道)の延長及び面積にそれぞれ2分の 1ずつ按分して交付されます。

## ○ 国有提供施設等所在市町村助成交付金

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律により、自衛隊が使用する演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設などの用に供する土地、建物及び工作物に対し、その所在市町村に交付されるものです。

# ◎ 用語解説④

## 〇 地方特例交付金

地方特例交付金は、所得税から控除しきれない住宅ローン税額控除額を住民税から控除することにより生じる市民税減収 に対応して措置される「減収補てん特例交付金(住宅借入金等特別控除減収補てん分)」として交付されます。

### 〇 地方交付税

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。

- ・ <u>普通交付税</u>は、地方交付税の主体をなすもので、その総額は、地方交付税総額の94%に相当する額です。 地方交付税は、国税である所得税、法人税の33.1%、消費税の22.3%、酒税の50%、地方法人税の全額をその財源とし、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に交付されます。
- ・ 特別交付税は、地方交付税の6%相当額で、地方財政の状況等による特別の財政需要に対して交付されます。

## ○ 交通安全対策特別交付金

道路照明灯、カーブミラーなどの道路交通安全施設の設置や管理に必要な経費に充てるために、道路交通法に定める反則金を財源として、国が市に対して交付するものです。

## ○ 分担金及び負担金

一般的に地方公共団体が、特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける人からその受益を限度として賦課徴収するものです。

#### ○ 使用料及び手数料

地方公共団体が、特定の人のためになんらかの便益を与えることに対し、その事務のために必要な経費の全部又は一部を その便益を受ける人に負担してもらうものです。

### 〇 国庫支出金、県支出金

地方公共団体が行う事業に対し、奨励的、財政援助的などの必要性に基づき、国や県から当該事業の全部又は一部が交付されるもので、その目的ないし性格により負担金、補助金及び委託金の3つに分類されます。

# ○ 用語解説 5

〇 財産収入

地方公共団体が所有する土地や物品を売り払いしたことなどにより生ずる現金収入をいいます。

○ 寄 附 金

地方公共団体以外の人や団体から受ける金銭の無償譲渡で、その使途を特定しない一般寄附金と、その使途を限定した指定寄附金があります。

〇 繰 入 金

一般会計、特別会計及び基金の間における、相互間の資金運用で、特別会計の当該目的の遂行に要した財源の剰余分を一般会計に繰り入れる特別会計繰入金と、一般会計の歳入不足や特定の目的に使用するための基金からその必要額を繰り入れる基金繰入金があります。

〇 繰 越 金

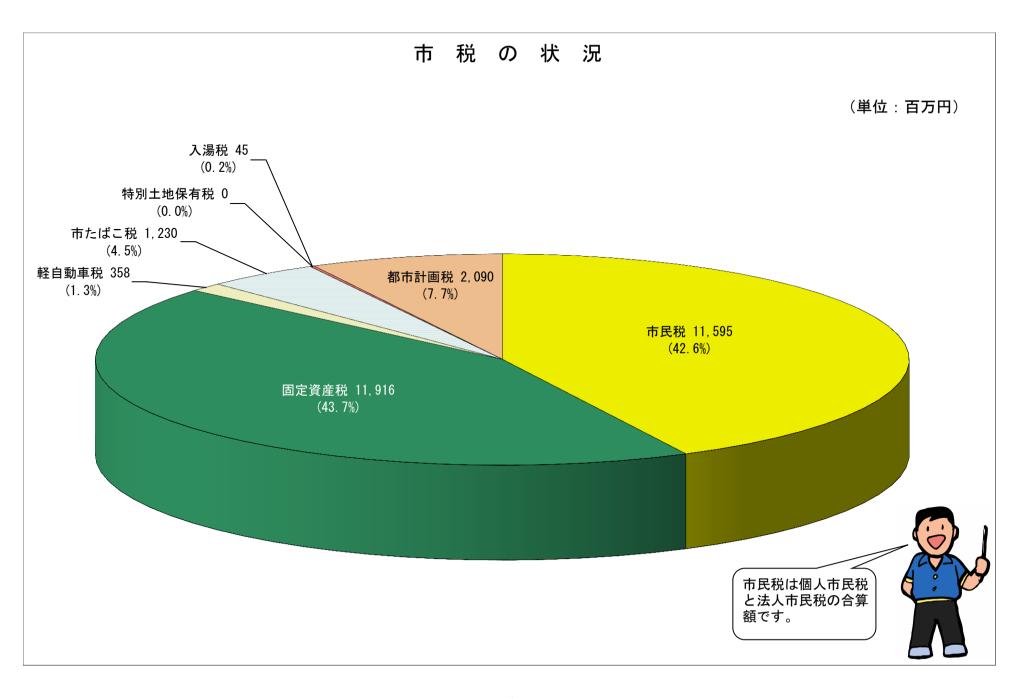
前年度の余剰金を翌年度に編入する科目です。

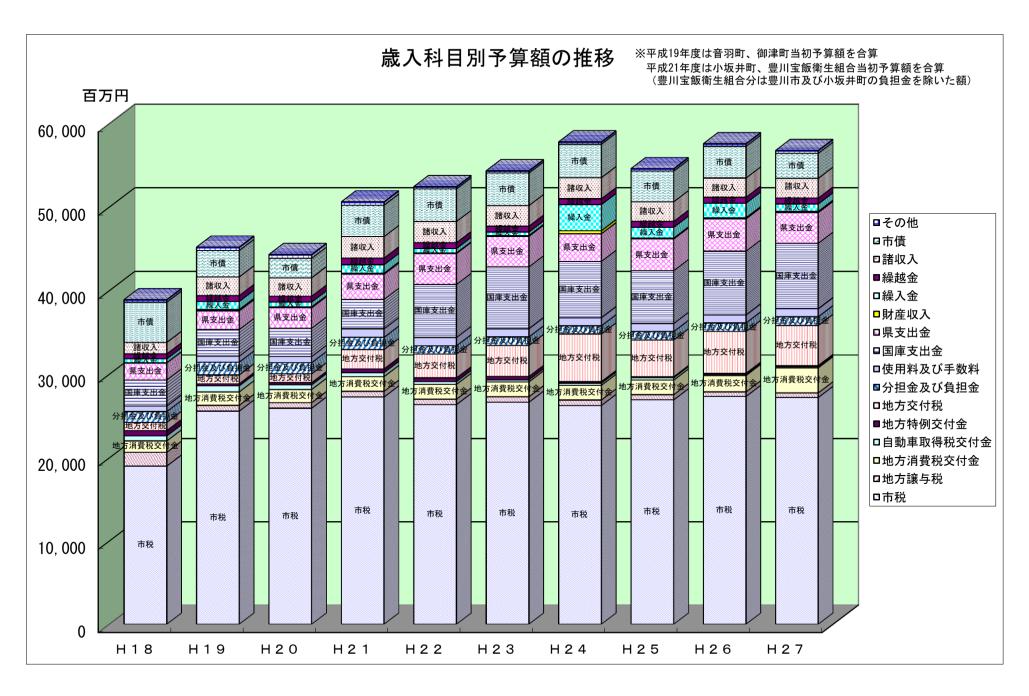
〇 諸 収 入

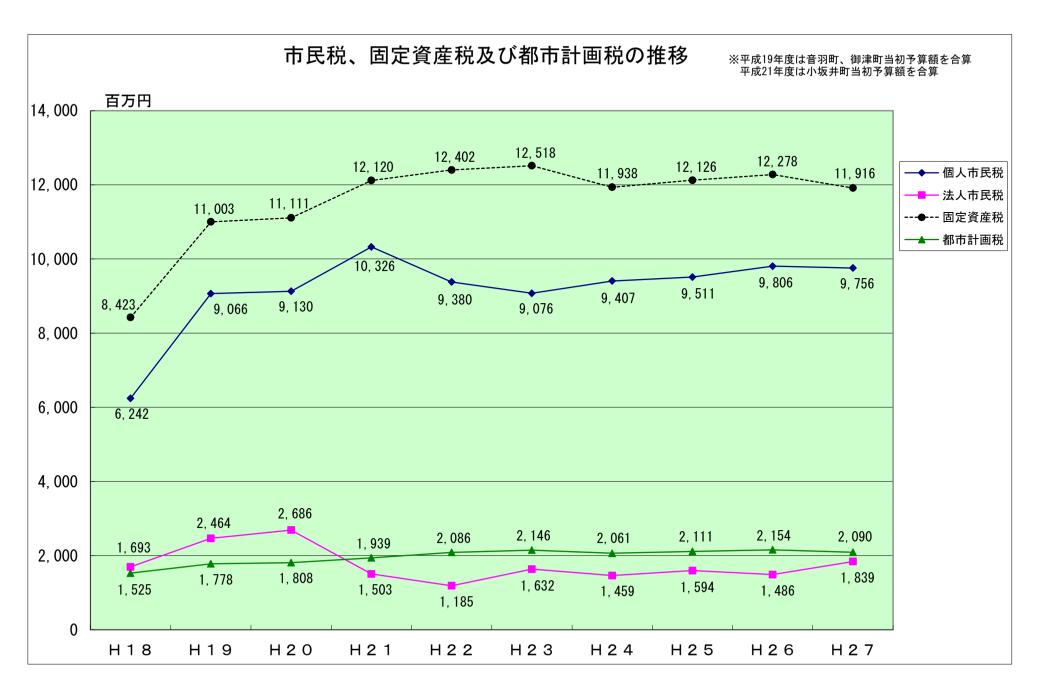
諸収入には、地方税の納期後などに納税された際の延滞金、加算金、過料、歳計現金などの運用により発生する預金利子、 貸付金事業に伴う元金及び利子、受託事業や収益事業により発生する収入、その他いずれかの歳入科目に該当しない雑入な どがあります。

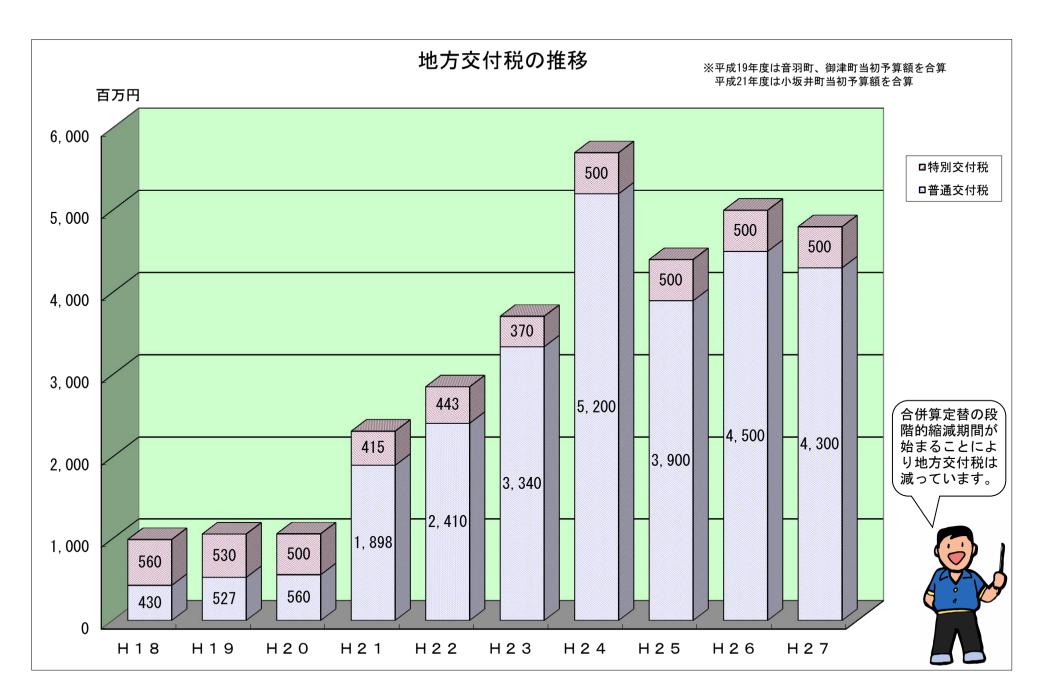
〇 市 債

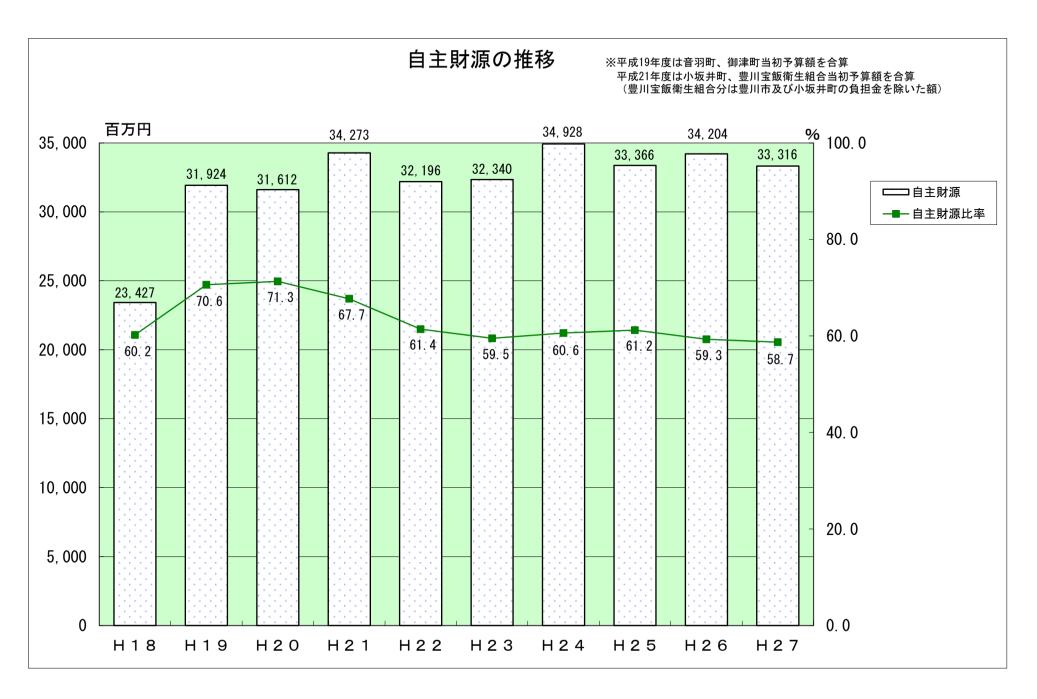
市が事業を実施する場合の財源として、長期の借入資金をもって財源とするものです。











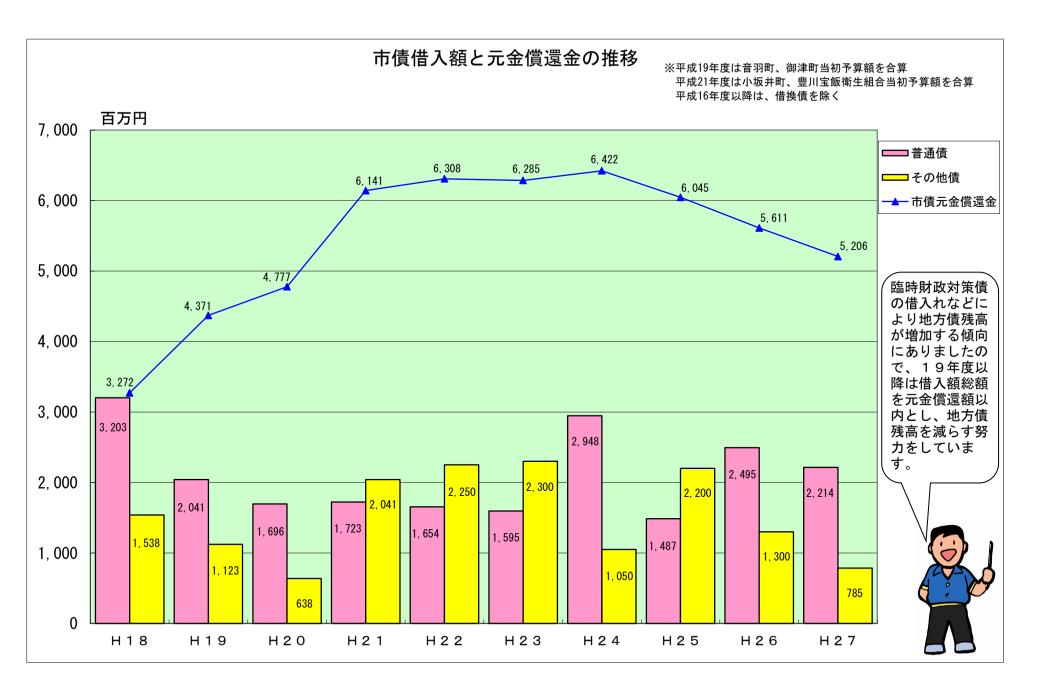
# ◎ 用語解説⑥

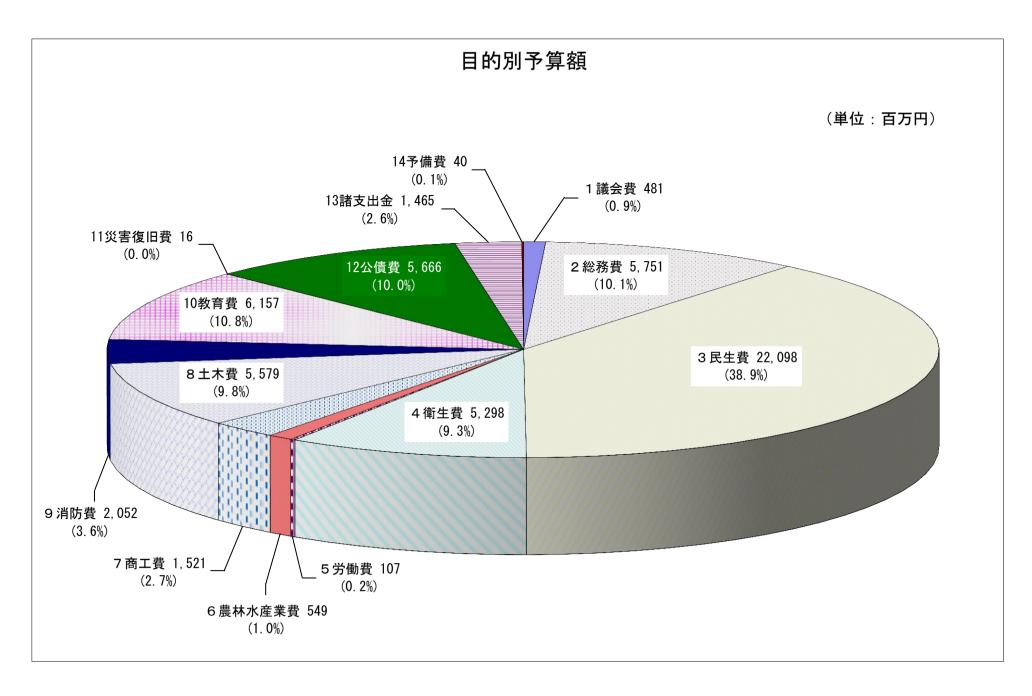
## 〇 自主財源

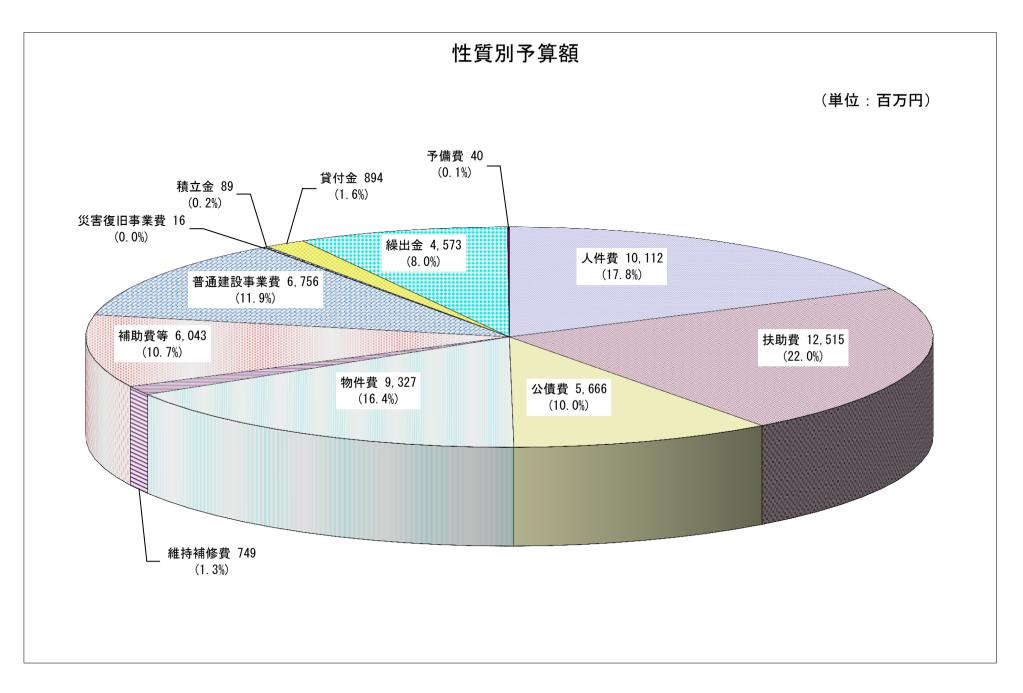
地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいいます。 具体的には、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計額となります。

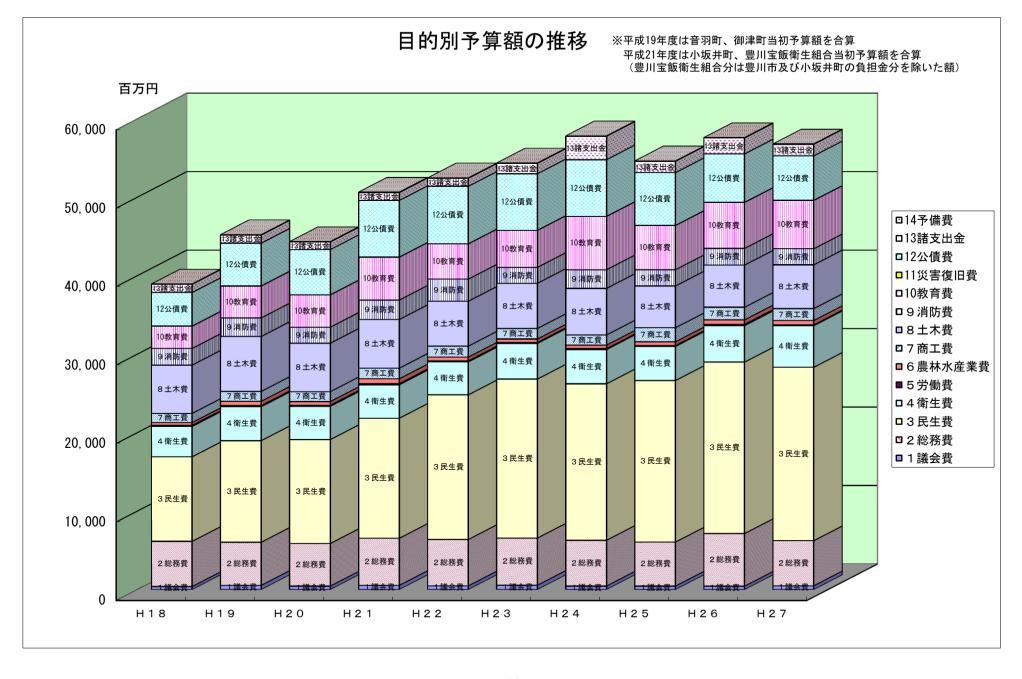
## ○ 自主財源比率

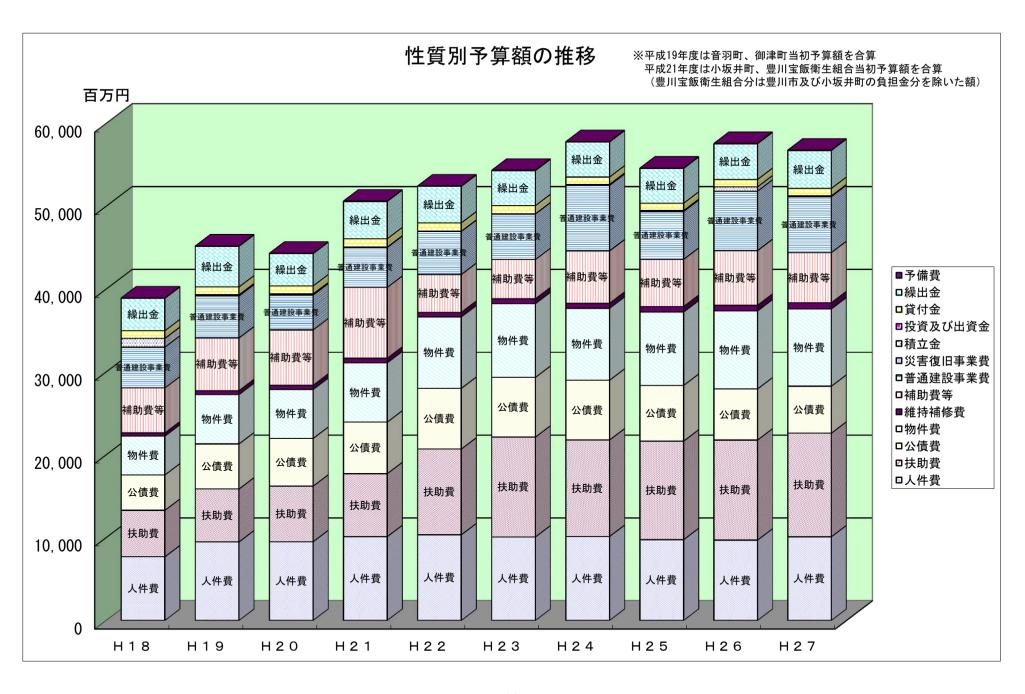
歳入全体に対する自主財源の比率をいいます。自主財源の多寡は、行政活動の自主性と安定性を確保しているかどうかの尺度となるため、出来る限り自主財源の確保に努める必要があります。











## ◎ 用語解説 ⑦

## 〇 目的別分類

地方公共団体の経費を、その目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費等に分類することであり、予算、決算における款・項の区分を基準としたものです。

目的別分類は、地方公共団体の行政目的別、言い換えると各部各課ごとの大まかな予算の比重を知ることが出来るため、予算を議会において審議する場合等には意義のある手法となっています。

## 〇 性質別分類

地方公共団体の経費を、その性質によって人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び予備費に分類することであります。

また、地方公共団体の経費の構造をみる場合、経費を「義務的経費」、「投資的経費」及び「その他の経費」の3つに分類する方法もあります。

この3つに分類する方法は、財政の健全性、弾力性を測定するために重要であり、歳出総額に占める義務的経費の割合が低く、投資的経費の割合が高いほど財政構造は弾力性があるといえます。

本市の場合、その他の経費をさらに消費的経費とその他の経費に分類しています。

	人件費
義務的経費	扶助費
	公債費
	物件費
消費的経費	維持補修費
	補助費等
投資的経費	普通建設事業費
<b>双具的胜</b> 复	災害復旧事業費
	繰出金
   その他の経費	積立金
ての心の性質	投資及び出資金
	貸付金等

